

世界文化遺産部会の設置について

令和 8 年 4 月 1 6 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 1 1 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 1 1 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 10 期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和 8 年 4 月 16 日付)

(正委員)

菱田 哲郎 兵庫県立考古博物館長

(臨時委員)

石山 千代 國學院大學観光まちづくり学部准教授

大窪 健之 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

窪田 亜矢 東北大学大学院工学研究科教授

下田 一太 筑波大学芸術系教授

高橋 典幸 東京大学大学院人文社会系研究科教授

友田 正彦 東京文化財研究所副所長、
文化遺産国際協力センター長

中嶋 節子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

根岸 洋 東京大学大学院人文社会系研究科准教授

福田 千鶴 九州大学基幹教育院人文社会科学部門教授

三宅 正浩 京都大学大学院文学研究科准教授

山村 亜希 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（令和 8 年 6 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 5 項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（守秘義務及び利益相反）

第 3 条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第 11 条 1 に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第 11 条 2 に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第 4 条 文化審議会運営規則第 2 条第 2 項の規定は、部会にこれを準用する。

第 5 条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 8 年 6 月 日）から施行する。

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和 8 年 6 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和 8 年 6 月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第 2 条第 1 項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。

（1）部会長の選任その他人事に係る案件

（2）世界文化遺産部会の設置について（令和 8 年 4 月 1 6 日文化審議会決定） 2. 調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件

（3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件

（4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源政策・記念物課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。

4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。

5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

令和 8 年 6 月 6 日

世界遺産に推薦中の「飛鳥・藤原の宮都」に係る イコモスによる評価結果及び勧告についてお知らせします（概要）

我が国が世界遺産へ推薦している「飛鳥・藤原の宮都」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）による評価結果及び勧告の内容の要約を、概要としてお知らせします。併せて、イコモスによる評価結果及び勧告に対する文部科学大臣の談話をお伝えします。

1. イコモスの評価結果及び勧告について

- 「飛鳥・藤原の宮都」については、「記載」が適当との勧告がなされました。（詳細は別添参照）

（参考 1）イコモス（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)。文化遺産の保存・修復等を行う国際非政府組織（NGO）。1965 年設立、本部パリ。

（参考 2）イコモス勧告の 4 つの区分

記 載：世界遺産一覧表に記載。

情報照会：追加情報の提出を求めた上で、翌年の委員会以降の審議に回す。

記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定を行い、推薦書の再提出が必要。

不 記 載：世界遺産一覧表に不記載。

2. 今後の予定について

- 第 48 回世界遺産委員会（令和 8 年 7 月 19 日～29 日、韓国・釜山）において、上記イコモスの評価結果及び勧告を踏まえ、世界遺産への登録審議が行われる予定です。

<担当> 文化庁文化資源政策・記念物課

文化遺産国際協力室長 則本 浩佑

主任文化財調査官 西 和彦

文化遺産国際協力室長補佐 高田 淳子

世界文化遺産推薦係主任 柿澤 聖奈

電 話：03-5253-4111（代表）内線 2414、2877

イコモスの評価結果及び勧告の概要 (「飛鳥・藤原の宮都」)

1. 価値について

1-① 比較分析について

イコモスは、正当な比較分析がなされていると考える。

1-② 評価基準の適用について

イコモスは、資産が評価基準 (ii) および (iii) を満たしていると考えます。
また、構成資産の選択は適切であり、シリアル推薦は妥当である。

1-③ 完全性について

イコモスは、シリアル推薦全体及び個々の構成資産の完全性はいずれも満たされていると考える。

1-④ 真実性について

イコモスは、シリアル推薦全体及び個々の構成資産の真実性はいずれも満たされていると考える。

1-⑤ 範囲について

イコモスは、資産範囲及びバッファ・ゾーンの範囲は適切であると考えます。大和三山（畝傍山、耳成山、香具山）の重要性はインタープリテーション計画において明記され、重要な視覚軸が視界範囲分析、遺産影響評価、その他適用可能な手法により守られることを提案する。

2. 保存・管理について

2-① 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、バッファ・ゾーンにおける住宅開発・インフラ開発、営農活動、自然災害及び自然の劣化であると考えます。ただし資産は適切に管理されており、これらの要因に対してもすでにモニタリング体制が敷かれています。

2-② 保全手法とモニタリングについて

イコモスは、記録・保全手法・モニタリング手法のいずれも適切であると考えます。石舞台古墳の近傍を走る自動車交通について、振動による影響を評価するこ

とが有効であるとしている。また、高松塚古墳・キトラ古墳の壁画に関しては、壁画を移動させる安全な手法についての調査研究も行うべきだと提案する。

2-③ 保護措置と管理について

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、来訪者管理や構成資産同士をつなげる解説など、効果的な管理がなされていると考える。藤原宮跡については、可能な限り早期に全域が史跡指定されることを勧める。また、各自治体の防災計画に基づいて、資産全体のリスク対策・防災戦略を構築することが有益であると考える。さらに、地域住民や信仰にかかる組織などのコミュニティがよりこの管理体制に参画できるよう努めることを提案する。

3. 勧告

イコモスは、評価基準 (ii)、(iii)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

追加的勧告

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 大和三山の藤原京の場所選択における重要性が、インタープリテーション計画において認識され、重要な視覚軸が視界範囲分析と遺産影響評価によって守られることを確実にすること、
- b) キトラ古墳（資産 018）及び高松塚古墳（資産 019）より取り外された重要な壁画の保存及び原位置復帰に関する科学的研究を継続すること、
- c) 藤原宮跡（資産 013）の史跡指定のできるだけ早い完遂のために、必要な協議プロセスを継続すること、
- d) シリアル資産全体の具体的なリスクへの備え及び危機対応戦略を策定し、管理システムを通じて実行すること、
- e) 近傍の交通がその保存に影響を与え得る資産について、振動を監視すること、
- f) すでにあるインタープリテーション戦略を基に、実施方針・計画をさらに改善し実行すること、
- g) 地元住民及び社寺の利用者の権利が、どのように管理計画に効果的に組み込まれるのか明確にすること。

「飛鳥・藤原の宮都」のイコモス評価結果及び勧告 に係る文部科学大臣談話

今般、我が国が世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）により、世界遺産一覧表に「記載」されることが適当である旨の評価を受けました。

我が国の貴重な文化遺産が国際的に高い評価を受けたことを大変喜ばしく思うとともに、地元をはじめとする多くの関係者の皆様の努力に敬意を表します。

19件の構成資産全てについて特段の留保もなく、登録の評価を受けたことは、ほぼ満点と言える勧告を頂けたものと考えます。これは、長年にわたる文化遺産保護の取組を基盤に、その価値を海外の専門家にも理解頂けるよう文化庁、関係自治体及び関係省庁が緊密に連携して推薦書の作成やイコモスの審査に対応してきたことが今回の高い評価につながったものと認識しています。

文部科学省としては、引き続き、貴重な文化遺産の次世代への継承に取り組むとともに、本年7月に韓国で開催される世界遺産委員会において、イコモスの評価結果及び勧告のとおり「飛鳥・藤原の宮都」が登録されるよう、関係自治体及び関係省庁とも連携のもと、全力を尽くしてまいります。

令和 8 年 6 月 2 6 日
文 化 庁

世界遺産一覧表記載資産の保全状況の概要
(この一年間に保全状況に関連して大きな動きのあったもの)

1. 各資産の保全状況

【法隆寺】

- ・ 資産周辺（門前町・緩衝地帯内）に歩道整備等の事業計画あり。必要に応じて遺産影響評価を実施予定。
- ・ 法隆寺・法起寺とも拝観料改定（令和 7 年 3 月）。

【姫路城】

- ・ 令和 6 年 11 月に策定した「姫路城保存活用計画」に基づき、検討委員会を組織したうえで、遺産影響評価マニュアルの作成を検討予定。
- ・ 一般（市民以外）入場料を改定（令和 8 年 3 月）。

【古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）】

- ・ 各構成資産の状況は以下の通り。
 - 賀茂御祖神社：直会殿を整備中。
 - 教王護国寺：築地塀等の保存整備、西院平唐門等の修理事業を実施中。
 - 延暦寺：根本中堂及び廻廊の保存修理実施中、防災施設の更新・新設を実施中。
 - 醍醐寺：仁王門内の環境整備事業継続中。
 - 仁和寺：土塀や庭園水系の修理を実施中。南側隣接地のホテル竣工。
 - 平等院：観音堂保存修理工事を実施中。
 - 西芳寺：史跡及び特別名勝の保存活用計画を策定中。隣接地において防災用管理通路の整備計画あり。
 - 鹿苑寺：安眠沢中島等の整備を計画中。
 - 慈照寺：庭園について、危険木対策を含む植栽の整備実施中。

- 本願寺：史跡保存活用計画策定完了。
- 二条城：二之丸御殿の保存修理計画策定。着工は令和 10 年度の予定。
隣接地におけるホテル建設計画あり。
- ・ 令和 8 年 4 月に「京都駅前の再生に係る有識者会議」からのとりまとめ意見（緩衝地帯外における高さ規制等の見直しを含む）が市長に提出された。

【白川郷・五箇山の合掌造り集落】

- ・ 白川郷、五箇山それぞれのマスタープランを維持しつつ、その上位計画として全体を包含する包括的保存管理計画を策定中。
- ・ 駐車料金を改定。
- ・ 地域住民の中から構成された「守る会」を中心に、結による屋根葺替の継承や、空き家対策の未来を見据える中での保存の三原則「売らない、貸さない、壊さない」の解釈などについての議論が行われている。

【原爆ドーム】

- ・ 周辺河川の高潮対策工事にかかる遺産影響評価を実施した。

【巖島神社】

- ・ 令和 8 年に原爆ドーム及び巖島神社が世界遺産登録 30 周年を迎えることから、行政・関係団体・民間企業等が一体となって「世界遺産登録 30 周年記念事業実行委員会」を設立する。その一環で、第 13 回世界遺産サミットを開催する予定。

【古都奈良の文化財】

- ・ 平城宮跡の東楼（復原整備）は令和 8 年 3 月に竣工。
- ・ 緩衝地帯（薬師寺、平城宮跡等）において道路整備計画あり。大和北道路については、地下水モニタリングに関してユネスコとの協議を実施中。
- ・ 「古都奈良の文化財」を守り伝えるプロジェクト実行委員会により、令和 10 年の世界遺産登録 30 周年に向けた取組が進められている。

【日光の社寺】

- ・ 東照宮、輪王寺、二荒山神社それぞれについて、保存修理事業を実施中。
- ・ 東照宮拝観料改定（令和6年4月）。

【琉球王国のグスク及び関連遺産群】

- ・ 令和元年10月に被災した首里城につき、正殿等の復興事業を実施中。正殿は令和8年11月に竣工予定。
- ・ 令和6年の世界遺産委員会で決議された勧告事項について、取組状況を令和7年11月にユネスコへ報告した。
- ・ 今帰仁城の緩衝地帯において遊歩道の整備が計画されている。また、中城城跡の緩衝地帯において、既存の医療施設を移転させる計画がある。いずれの事業についても遺産影響評価を実施し、資産に対する負の影響が及ばないように調整する予定。
- ・ 今帰仁城、中城城において入場料改定。

【紀伊山地の霊場と参詣道】

- ・ 八鬼山道の近傍でごみ処理施設の設置が計画されている。専門委員会の指導等により景観上の影響軽減が図られるよう調整が進められている。
- ・ 奈良県において、ツキノワグマの目撃数と目撃範囲が拡大しており、令和7年10月に「第6次奈良県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマに対する取扱基準を変更した。
- ・ 和歌山県版の遺産影響評価マニュアルについて引き続き検討中。

【石見銀山遺跡とその文化的景観】

- ・ 令和9年の石見銀山の世界遺産登録20周年及び発見500年に向けて、官民での取組が進められている。

【平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群】

- ・ 柳之御所を追加する拡張申請について検討を継続中。
- ・ 遺産影響評価マニュアルを令和8年3月に策定。

- ・ 中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査及び修復計画について、ユネスコ・イコモスと協議を継続中。
- ・ 令和7年2月以降、資産内においてイノシシによる掘削痕が確認されているので、各資産において被害防止策を検討し、毛越寺庭園においては、防護柵の新設及び既存策の補強を実施している。
- ・ 中尊寺（令和6年4月）、毛越寺（令和6年4月）、ガイダンスセンター（令和8年4月）において入場料改定。

【富士山-信仰の対象と芸術の源泉】

- ・ 平成24年に策定した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」について検証し、改定にかかる検討を進めている。
- ・ 開山期間における入山料・通行料を、山梨県・静岡県両県において徴収（山梨県は令和6年徴収開始、7年料金改定、静岡県は令和7年徴収開始）。

【富岡製糸場と絹産業遺産群】

- ・ 富岡製糸場の乾燥場につき、雪害からの復旧工事を継続中。
- ・ 高山社跡母屋等の修理事業を実施中。
- ・ 観光庁において「世界遺産富岡製糸場を核とした新たなレガシー形成事業」（実現可能性調査等）を実施済。
- ・ 包括的保存管理計画の改定、遺産影響評価マニュアルの策定につき作業中。近々最終確定の見込み。

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- ・ 大雨被害を受けた寺山炭窯跡について復旧事業実施中。
- ・ そのほか、萩反射炉、萩城跡、旧集成館、旧鹿兒島紡績所技師館、三重津海軍所跡、端島炭鉱、三角西港、宮原坑などにおいて整備事業等実施中。
- ・ 旧鹿兒島紡績所技師館(異人館)（令和7年10月）、端島（令和8年4月）につき入場料改定。

【国立西洋美術館】

- ・ 上野駅東側地区についての遺産影響評価マニュアルを令和7年6月に策定。
- ・ 7か国持ち回りの国際常設会議について、令和7年はスイスにて開催（9月）。

【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- ・ 沖ノ島祭祀遺跡における表出遺物の状態や祭祀遺跡の環境を正確に捉えるため、写真測量及び環境変化を把握するため温湿度計測を実施。
- ・ 宗像大社中津宮において、令和7年8月の豪雨により参道の一部が崩落。応急措置済。今後、宗像市が本格的な復旧工事を実施予定。
- ・ 新原・奴山古墳群の近接地に存在する太陽光発電施設については、計画に基づく修景を事業者が実施中。
- ・ 航海・交流・祭祀・信仰に関する第2期特別研究事業を開始し、令和7年11月に国際検討会を開催。

【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産】

- ・ 原城跡（南島原市）の隣接地に、南島原市原城跡世界遺産センターを整備中。
- ・ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」構成資産所在県市町の担当職員及び関係者が行う調査研究活動の成果等を掲載した研究紀要（令和3年度に創刊）の第6号が令和8年8月に刊行予定。

【百舌鳥・古市古墳群】

- ・ 古市エリア緩衝地帯内に位置する羽曳野市庁舎の建替整備事業にかかる遺産影響評価を行い、ユネスコ・イコモスと協議中。
- ・ 仁徳天皇陵古墳等に隣接する大仙公園内において、堺市が気球の試行運行を開始。
- ・ 大阪・関西万博の開催に関連した催しを開催。

【北海道・北東北の縄文遺跡群】

- ・ 田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡に関連する洋上風力発電事業計画及び陸上風力発電事業計画について、遺産影響評価の実施準備中。
- ・ 三内丸山遺跡の緩衝地帯外側での運動施設整備、陸上自衛隊青森駐屯地における建築物等の建設が計画されており、資産からの眺望保全に向けた協議を実施中。
- ・ 伊勢堂岱遺跡において、令和7年9月豪雨による河川増水のため、資産内南東部でのり面崩落や倒木が発生した。復旧に向けて測量等を実施中。
- ・ 大湯環状列石資産内の県道について、秋田県により移設予定地の地質調査が実施された。また、同遺跡の近傍における風力発電事業計画について、事業者との協議を実施中。
- ・ 「史跡キウス周堤墓群ガイダンスセンター」を令和7年4月に開設。
- ・ 是川石器時代遺跡に関連する風力発電計画について、事業者と遺産影響評価に向けた協議を行っている。
- ・ 複数の構成資産において、クマ出没により閉鎖を余儀なくされた。

【佐渡島の金山】

- ・ 登録時に決議された追加的勧告事項について、令和7年11月に保全状況報告書を提出した。
- ・ 包括的保存管理計画のアクションプランに基づき、観光振興部局と連携し、「佐渡島の金山」に由来する伝統文化（能・仕舞・無名異焼等）の維持・継承を図り、資産の背景となる価値の理解促進に資するため、情報発信と活用の取組を進めた。

2. 総括

- ・ 21 件の既登録の世界文化遺産に関して、令和 7 年度に大きな負の影響を与える事象はなく、価値は担保されていると判断できる。
- ・ 令和 7 年度は特にクマの出没やイノシシによる遺跡の掘削などが多く把握され、獣害への対応が課題。
- ・ 特に世界遺産登録から長い年月が経過する資産を中心に、国内法上の資産の管理に止まり、世界遺産としての包括的な管理の観点が限定的な資産も見受けられる。引き続き各資産において、世界遺産としての価値を正しく伝える活動や積極的な情報発信を行っていく必要がある。
- ・ 包括的保存管理計画や遺産影響評価のマニュアルについては、その策定がなされていない自治体もあることから、その重要性を含め、引き続き世界遺産委員会における議論の趨勢等を広く共有していく必要がある。
- ・ 信仰・祭事・巡礼などの無形文化遺産の実践の場として世界遺産が活用されているケースがあり、登録資産の価値を高めているほか、有形の文化遺産の保護・継承を支える地元住民が持つ伝統的な無形の技術や技能があり、シビックプライドの醸成につながっているというような有形と無形のシナジーが確認されている。
- ・ また、文化観光に関する課題としては、資産の価値の伝達が不十分であることや、一部の構成資産のみに来訪者が偏るケースも見られることなどが挙げられている。
- ・ 入場料等の検討を含めた資産全体としてのマネジメントに関する検討が進められるケースが増加しており、中には、企業との連携を行いながら観光の収益を文化財保全に還元するような取組や、資産の無形の価値を伝えたり、無形の資産を活用したツアーを造成するなどの取組も見受けられる。しかし一部資産においてはこうした観点が必ずしも重視されていない場合もあることなどから、引き続き世界遺産としての持続可能な保存・活用の重要性を周知徹底していく必要がある。